

コウベ・インターナショナル・クラブ設置運営規約

(目的)

第1条 この規約はコウベ・インターナショナル・クラブの本部および支部の運営にかかる事項、支部の設置および廃止に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 コウベ・インターナショナル・クラブ（英語標記：Kobe International Club。以下、「本クラブ」という。）は、世界各国の神戸にゆかりのある人々が、互いに交流し、神戸への愛着を深めるとともに、情報発信および情報提供等を行うことで、神戸の発展に寄与することを目的として設置する。

(本クラブの会長及び事務局の役割)

第3条 本クラブの会長は神戸市長が務める。

2 本クラブの事務局は、神戸市市長室国際部が担う。

第4条 本部においては、各支部の統括、支部に対する神戸市の情報提供、支部の諸活動の支援等を行う。

2 前項の支援等について、具体的な基準が必要な場合は、別途定める。

(支部の構成と役割)

第5条 本クラブの支部は、日本国以外に設けるものとし、支部会員は、原則現地に在住する神戸にゆかりある人々で構成することとする。

2 前項における支部は、都市・地域ごとに1つとし、同地域に2支部以上設けることはできない。

第6条 各支部は、会員間の関係構築および神戸市の情報発信、神戸市への現地情報の提供などの活動等を、現地の実情にあわせて自主的に行う。

(支部の設置および廃止)

第7条 新しく支部の設置を希望する者は、会長に対し、結成届（様式1）を提出する。

2 前項の結成届が提出された場合、問題がなければ会長はこれを受理し、支部の結成を認める。

第8条 支部の解散を希望する者は、事務局に対し、解散届（様式2）を提出する。

2 前項の解散届が提出された場合、問題がなければ会長はこれを受理し、会長が支部の解散を認める。

第9条 会長は、支部が本クラブの趣旨・目的に反する行為をした場合、運営上必要な手続き等を履行しない場合、および支部運営の継続が著しく困難と判断した場合には、支部を廃止することができる。

2 前項の場合、会長は対象支部に廃止通知（様式3）を送付する。ただし、当該支部の事務不履行等により連絡手段がない場合には、廃止の事実を広報することをも

って、廃止通知に代えることができる。

(支部の運営)

第10条 支部には支部代表を置く。支部代表は、支部設置時に結成届をもって会長へ届け出るものとする。

2 各支部は、代表の変更があった場合、遅滞なく代表者変更届（様式4）を提出する。

第11条 支部は必要に応じて、支部代表以外の役員を置くことができる。また、実務担当者を選定することができる。

附則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。